

[論考]

日本における公立図書館のこれまでとこれから
 ——80年代半ばから公立図書館で働いて考えていたことなど——

戸田 豊志

公立図書館で働きたいと願う小中学生に対して、司書が「このように勉強すると働くことができる」とは答えられない現在は公立図書館にとって危機的な状況である。1984年から公立図書館で司書として働き考え続けた筆者が、問題はどこにあったのかを踏み込んで探り、未来に向けて、今、何ができるか何をすべきかを考察する。

1. 公立図書館で働きたい子供たちに対してどう答えるか

中学生が職場体験学習にやってくると、「図書館で働くにはどうすれば良いでしょうか」との質問が必ずと言って良いほど出る。市町村立図書館で働いている司書のみなさんはどう答えているであろうか。10年ほど前には、「この市に限定してしまうと、何年かに一度しか採用がないけれど、司書の募集をしている市町村が愛知県内のどこかにあるから、司書資格を取得してそこの試験を受けると良いよ」と答えていた。しかし、今、そう答えることはできない。図書館で働きたい、と希望する本好き、図書館好きの子供たちに対し、これからこうした勉強をすればなれますよ、とすることができない職業は果たして専門職と言えるのか。私は情けない気持ちになる。

司書をとりにくく状況は明らかに悪化している。もはや言うまでもないことであるが、窓口委託、指定管理の図書館が増えつつあり、司書区分で採用されて働いている職員は、首長がかわるか、自治体の方針がかわれば、いつ図書館で働けなくなるかわからない状況に怯えながら日々を過ごしている。議会での議員からの質問に「施設の指定管理推進」云々として出てくると、そろそろ私の勤務する図書館も指定管理化され

るのではあるまいか、と想像をしない公立図書館の司書はいないのではないかと。正規雇用の司書はしかし図書館が指定管理化されたとしても他の部署へ異動するだけなのでまだ良い。非正規雇用の司書の多くは窓口委託、指定管理化で失職する。なぜこんなことになったのか。図書館で働きたい子供たちに対して堂々と回答ができるようにするためにはこれからどうしてゆべきなのか。公立図書館で司書として20年以上にわたって働いてきた私が考えてきたことについて多くの反省も含め、以下に記してゆきたい。

2. 公立図書館は自治体によってまちまちである

2.1 能力が高くない職員が運営する図書館

私が司書として図書館で働こうと考え、就職が決まった1984年、アルバイト先の60歳を越した同僚（以下S氏とする）と、こんなやりとりをした。

「どうして図書館なんか就職することにしたの。君ならばもっとまともなところで働ける。私が紹介してあげようか」

「本が好きなので図書館を選びました。良い本を読むひとが増え、地域が良くなれば、国も良くなる。そんな仕事をしたいのです」

「図書館なんて役所の中心では使えないひとは

戸田. 日本における公共図書館のこれまでとこれから

かりが働いているとんでもないところだよ。わしが知っている図書館で働いているのはそんなひとばかりだ」

「それは特別な市ではないですか。私は司書という資格を取って、その専門職の区分で入るのですから」

「時代が変化したのかな。わしは前に役所とも関わりのある仕事をしていて、いろんな市の出先のことも知っておるのじゃが」

私はS氏の話聞いたとき、随分と驚いた。大学の司書課程で資格取得の説明を受けた際、司書としての就職が困難であるとは聞いていたし、司書という区分で採用する自治体が多くないとも思っていたが、たとえ司書がいなくとも、能力に問題があるひとばかりでは本に関する仕事ができるはずはない、と感じたからだ。ところが、S氏の話はまんざら間違っていない。司書職制度が確立されていない自治体の図書館は随分とひどい状況であったのだ。いや、もしかするといまだにそんな図書館が存在しているかもしれない(こうした館を以下便宜上「Aタイプの館」とする)。

2.2 司書資格がある程度重視されていた頃

私が司書として働き始めた1980年代半ばから90年代の半ばにかけて、愛知県において司書区分で職員採用をしている自治体は多くはなかったが、新たに図書館を建てようとする場合には館長が司書資格を持っていると国庫補助を得ることができた¹⁾ため、館長が夏期講習で司書資格を取得するケースがしばしばあった。けれども図書館が建ってしまえば、有資格の館長はすぐに異動してしまう場合がほとんどであった。司書資格のある館長そして職員がいなくなればこうした図書館は「Aタイプの館」へと変化する。

また、図書館に異動した職員が職務時間内、夏期講習によって司書資格を取得できるよう便宜をはかる自治体もあった。図書館に異動した

後、司書資格を取った他市の職員の中には図書館業務に対して前向きに取り組むひともないわけではなかった。しかし彼らもまた短い期間で本庁へと異動する。職務で司書資格を取得できるのを喜ぶひとばかりではなく、夏の暑い時期に愛知学院大学へ行かなければならないのを嘆いている職員を目の当たりにしたことも幾度かあった。

2.3 出先機関という概念

1980年代半ば、他県での事例発表において、大きな市の館長が、「司書資格を持っている職員が必要である、と主張しても人事部に無視され、本庁ではなんともならない、はっきり言って困ってしまうような職員を図書館に異動させてくるといったことが私の市だけでなく、近隣市町においても起きている」と憤慨しているのを聞いたことがあり、「Aタイプの館」は愛知県だけに存在するわけではないのだ、ということも私は働き始めてまもなく知った。1996年に私のホームページ²⁾を開設してからは、全国各地様々な公立図書館の正規職員、非正規職員からメールを頂戴し、そのなかにも図書館人事の不思議さについて言及されたものが何通かあった。

自治体における人事の概念には、本庁と出先という捉え方があり、出先への異動は概ね左遷である。図書館に異動してきたひとが「上司に逆らって飛ばされてしまったけれど、あんなことを言わなければよかった、早く本庁へ帰りたい」などと、県内の図書館職員が集まる場において愚痴をこぼしている場面もよく目にした。このような異動についての問題は早くから指摘されていたし、それを直して司書有資格者を採用し、異動させずに運営すべきだとの論も早くからあった。³⁾しかし、図書館に興味があるひとや図書館内部のひとだけしか読まない媒体でそのことをいくら叫んでいたとしても、実はあまり意味がなかったのではあるまいか。

2.4 顕在化しない問題

「Aタイプの図書館」が多く存在していることについて果たして世の中のどれくらいのひとが知っていたであろうか。図書館研究者のなかにも知らずにいるひとが多くいるであろう。マスコミに取りあげてもらい、問題を顕在化させるべきであったのではないかと今になって思う。しかし、司書の自分が働いている図書館における庶務担当者がそのような状況であれば、同僚や上司を悪く言うことになるし、他の市町村について詳しく知っている図書館員がそこについて書けば、よそ様の悪口を言うことになるわけで、図書館を司書で運営すべきという論は出ても、困ったひとばかりが働いている図書館が全国に沢山あってとんでもない状態で運営されている、との事実について書く図書館員がいなかったのは不思議ではない。

私は自分のホームページ内に伝聞の形をとり、表現を柔らかくして『日本における司書』という題でこの問題について10年ほど前に書いた⁴⁾のだが、それは私の勤務する図書館に問題のある職員がいない時期であったから書いたのであり、現実があまりにひどい状態であった場合、身近にいる誰かを傷つけるような内容を書くことは普通しないし、まして上司や館長がとんでもないひとであるのをそのまま書いてしまったら、当人に読まれた場合大変困った事態が生ずるので書けないに決まっている。

ともあれ、いつの頃からかわからないが、専門的な能力がある司書が多くいて、よりよい図書館を作ろうと考えて仕事をしている公立図書館と、「Aタイプの館」の両極端な施設が日本には存在していたのだ。「Aタイプの館」は少なくない。2008年4月現在、公共図書館の専任職員は12,699人、司書有資格者は6458人である⁵⁾。

大新聞のなかに数年前、こんな記事があった。宮崎県の安藤前知事について、「初当選した直後、部長級ら36人を突然異動させた。知事選で相手方についたとされる総務部長を県立図書館長に（以下略）」⁶⁾ 記者は、総務部長を知事が左遷

した、と暗に書いているのである。マスコミ関係者のなかにも県立図書館をこのように眺めている人が存在している証左である。この記者はそれについて特に問題だと感じていない。「Aタイプの館」を運営している自治体中枢も同様であろう。図書館関連の雑誌を読んでいて私は時々「Aタイプの館」のひとたちにとってこれらの記事は何の意味もなさないに違いない、と暗澹たる気分になることがあった。国による法整備などの大きな改革がなされない限り、日本中の公立図書館が均一の水準になるはずがない、とも感じていた。そしてまたそれを大きな問題であるとも考えていたのだが、ホームページに書く以外は特に何もせずじっといた。言い訳をすれば、自分の働く図書館のことだけで精一杯であったのだ。

2.5 全国の図書館の水準がすべて上がるのは困難

図書館関連の雑誌や本における発言は司書資格を持った館長が書いている場合がしばしばあり、そこには大変建設的で、魅力のある言葉が書かれていて、私の働く図書館の館長が本に詳しい司書資格を持ったひとであれば良いのに、と夢想することもあった。しかし、役職でもない司書が自治体の人事担当に、「館長を司書にしてください」と言いにゆくのは不可能である。それは今存在している館長を否定する発言となるからだ。

館長でない司書がいくら熱心であったとしても、彼らが働く図書館を発展させる以上のことは難しい。ある図書館が良くなれば、近隣の図書館が良くなり、それが全国に波及するかもしれないといった幻想を持って働く司書もいよう。そのようにして良くなった図書館の近隣にある図書館は大抵、「隣の図書館が充実しているので、そちらへ行ってはどうか」と利用者を送り込んでくれる。あるいは近隣市町の利用者が隣町図書館の方が良いと知り、そこを使うようになる。熱心な司書のいる図書館は利用者が増

戸田. 日本における公共図書館のこれまでとこれから

え、負荷が増す。

国中の公共図書館がより良くなるためにはまず「Aタイプの図書館」を撲滅する必要があったのだが、それを成功させるためにはもっと大きな枠での方策がなければ元々難しかったのである。公立図書館という名称は同じであっても質においてまちまちな施設が全国にあり、それが大きな問題とならなかつたのは、実は多くの利用者がそれであまり困ることがなかつたからということでもある。尋ねられた資料について、「当館にはありません」と答えれば利用者はその図書館における質問を諦め、他館へゆくか他の施設やインターネットサイトで尋ねるか、はたまた資料を読むことを断念する。「Aタイプの図書館」は利用者から見放されるか、質問をされなくなるかであろうが、その図書館が対しているのが個人なので問題がなかなか顕在化しないのである。

ひとりひとりの集合体としての大勢がその図書館に失望したとしても、その大勢が集まって市民運動をしてくれる、などという図書館関係者が喜ぶような事態はまず起きない。「Aタイプの図書館」にとっては利用者が来なくなるわけで、働く人間は楽になる。元々図書館が好きでないまま働いている職員にとってはかえって好都合である。そして「Aタイプの館」は指定管理化によって多少ましになったりするのである。

3. 公立図書館で働く司書について

3.1 玉石混交の有資格者

先に挙げた『日本における司書』を書いた時点では図書館で働きたいと考えている司書資格を持ったひとたちが図書館で働くべきである、と私は単純に考えていた。しかし、司書資格は実に簡単に取得できるため、資格を持っている職員が玉石混濁であることに気づいていなかった。いや、現実にもそうであるのだから知っていなかったはずはない。私が考えなくなつたために事実と異なる状況であると思ひ込んでいた

と言つたほうが正しい。司書はものを知らない、と他の部署から異動した館長、職員が語つた例は多々あり、またそれについての反論⁷⁾⁸⁾もされているのだが、本当に司書が無知だったのかもしれないとの可能性を否定しきれない。そうした例を私が知っているからである

司書資格は年間約1万人⁹⁾が取得していて、夏期講習での課目を落第するひとが多くはない。ほとんど誰でも、受ければ取れる資格と言っても良いくらいである。しかし、高い競争倍率を乗り越えて自治体に司書として採用されるひとたちはかなり出来がよいはずである。ところが、司書として仕事に就いて以降研鑽しない職員や、成績は優秀なのだけれど、図書館の仕事に元々向いていなかったひとが存在する、と私は考えている。これはしかしどの職種においても言えることであろう。問題はその程度にある。

3.2 図書館で働くには低すぎる水準の司書

10年以上働いている司書のなかに旧字がまるで読めない人がかなりいるという事実が気がついている図書館学の研究者はどれだけいるであろうか。つまり、戦前にしか発行されていない資料を使ったレファレンスができない司書が多く存在するということだ。司書職制度が敷かれている自治体で働く国文科出身のベテラン司書にこの話をしたところ、「古文書じゃないのだからそんなはずはない」と憤つたのだが、私はその自治体の司書の幾人かにすでに確認した上で彼に話したのだった。自分ではさして苦もなく読める旧字を読めない司書がいることをベテラン司書が想像するのは難しい。大学で研究をしている人たちは恐らく想像もしていないのではあるまいか。旧字を読めるようになることはさして難しくはないので、職に就いた後、指導すれば良いのだが、本人に覚える意志がない場合もしばしばある。この程度のことは最低基準とすべきではないか、と私は考える。あるいは司書講習受講の前に何らかの試験をしても良いのではなからうか。

選書をするためには出版社の性質を知っていなければならないのだが、出版社の名前をほとんど知らず、政党系の出版社、宗教系の出版社についての知識が全くないまま働き始める司書も多く存在する。本が好きであれば当然その程度のことは知っている、と考えがちだが、司書課程でこうしたことも学習させておく、あるいは、職に就いた後に徹底して研修を受けさせる必要があると思う。1974年日本図書館協会図書館員の問題調査研究委員会の「図書館員の専門性とは何か(最終報告)」において「出版情報の知識」が削除されて¹⁰⁾のち、あまり問題とされていないが、疎かにされてはならない事柄である、と私は考える。図書館情報学の研究者が想像している最低基準よりも現在公共図書館で働いている司書たちがかなり劣っている可能性を考慮すべきである。

4. 公立図書館が社会教育施設であるとの認識を司書は持っているか

4.1 長期遅延者に貸出をしている図書館

多くの公立図書館がないがしろにしてきた問題のひとつに延滞督促がある。『図書館雑誌』において特集が組まれたのは1985年2月号が最後である。この時代、電算機が導入されている図書館は多くなく、逆ブラウン方式での貸出をしているところがほとんどであった。大学図書館における督促についてはいくつかの論文があるが¹¹⁾、公立図書館ではまるでタブーであるかの如きで、私は85年2月以降に書かれた論文を見つけることができなかった。

電算化され、督促やペナルティを課しやすくなっているにもかかわらず、延滞利用者に対し、そのまま貸出を続ける図書館が実に多い。具体的な図書館名を挙げるのははばかられるので止すが、図書の貸出期間が2週間である館において、2週間の延滞、つまり4週間借りっぱなしの本が残っている利用者に対して貸出を認めている館が多くある。司書職制度が敷かれているある館では貸出期間2週間なのに延滞30日つま

り4日借りっぱなしの資料が残っていても貸出を認めているそうである。

自動貸出機を導入し、返却処理をリアルタイムで行っていないという図書館の事例発表があった際、「何日の延滞をしている人に貸出を認めているのか」と質問をしたときの答えが、「延滞による貸出禁止はしていない」とのことであった。それはこの館に限ったことではないらしく、関東の別の図書館で働く職員からのメールにも書かれていた。

前川恒雄氏は82年に「延滞の場合の処置は、一定期間の貸出停止が一般的であり」¹²⁾と書いている。70年代には遅延料を徴収していた館も多くあり、海外の図書館では今でもそのようにしているところがあるが、一定期間の貸出停止をすとなると、余計に本が返ってこなくなり、遅延料を徴収すとなると出納作業に人員を割くこととなる為、私はそれについては賛成しかねる。しかし、延滞しているのが2週間までならば、あるいは1ヶ月であれば、遅れていても貸出をするということについての意味がまるでわからない。実は半田市立図書館も25年ほど前まで、14日延滞までの人に対して貸出を行っていたのだが、あるとき、「14日延滞ならば借りられてどうして15日遅れたらいけないのか」と反論した利用者があり、それに対して答えを返すことができなかつたため、1日でも延滞資料がある人については貸出不可とした。しばらくはクレームをつける利用者もいたが、ゆっくりと説明すれば、延滞している側に非があるのは間違いないことであり、納得してもらうことができた。

4.2 利用者に公平に接するとはどういうことか

また、これは家族間のプライバシー保護の問題とも関連するのだが半田市立図書館では1日の延滞で貸出不可としたのと同時に本人以外の貸出券利用を不可とした。家族の貸出券を使うことができるのに、利用している資料の題名を

戸田. 日本における公共図書館のこれまでとこれから

本人以外には知らせることができないのは変だ、という当然のことに気づいたのである。家族の貸出券を使える館においては、券を紐で束ねてあって、「この中で使える券で貸してくれ」と言う利用者がいるそうである。つまり、一人で家族分の貸出券を使い、そのなかに延滞しっぱなしの本があるのに本を借りることができるシステムになっているのだ。

図書館の数が多自治体においては中央館の分の延滞督促しからない自治体もあり、予約が入らないかぎり督促をしないという信じがたい館もある。公立図書館は税金で運営しているのであるから、利用者が公平に使えるよう、悪い人が得をすることのないようにしてゆくべきである。社会教育施設でもあるのだから、指導が必要な事柄についてはしてゆかなければならないはずなのだが、延滞をしているひとの数が多いと、なかには注意をすると乱暴な反論をする利用者もいるため、沢山の時間をとられることとなる。そうした事態を避けて、対応を甘くしている図書館が多いのである。しかし、自分たちの携わっている職業の理念について深く考えれば、時間をとられようが、不愉快な思いをしようが、指導をしなくてはならないのである。こうしたことを厭う司書、図書館がかなり存在している、と私は敢えて書く。

何も悪いことをしていない利用者が、悪質な利用者のために蹂躪されて良いはずがない。予約をした利用者が、「私の前に予約をしていた人がいないはずなのに、2週間経ってもまだ返ってきませんね」と尋ねることがある。「今、借りている人が遅れているのです。毎日督促をしていますので、そろそろ返ってくるはずですよ」と答えると、「世の中にはそんな方もあるのですね」と驚く場合もある。こうした会話によって図書館を使い続けて何十年、延滞を一度もしたことがないひとがいるのがわかる。また逆に、幾度も遅れていて平気なひともある。両者を等しく扱うべきでないのは当然なのだが、システ

ムがそうっていない図書館が多い。そうした図書館がある町から引っ越してきた人は、「たった一週間遅れているだけで、どうして貸してくれないのですか」と窓口で怒る。

今からでも遅くない。延滞に対しては厳しい対応を公立図書館はすべきである。図書館が社会教育施設であるとの認識が世間に広まっていないことも安易な指定管理化をすすめている一因となつてはいまいか。

5. レファレンスの質の変化

インターネットの普及により、だいたいことがわかれば良い、といった調べもののために来館する利用者は随分と減った。週に2、3度は引いていた人名辞典を引くことが年に数度になっている。全集のどの巻にその作品が入っているかを多く記憶していることが司書としての自慢であったが、インターネットが現れたことで覚えている必要はなくなった。

中小公共図書館で司書が必要な場面は随分と減った。しかし、地域資料関連のレファレンス、利用者が誤って覚えてきたタイトルの本を探す場合、様々な分類に本がわたっている調べもの、主題がはっきりしないどこから手をつけたら良いのかがよくわからない調査の手助けをする場合など、司書ができる、司書でないときけない仕事はまだまだ沢山ある。

カウンターにいて、利用者がみなまで言う前に、ああそれならば、と答える瞬間は司書にとって快楽に近い感覚であり、そのような司書がいることで安心してくれる利用者も沢山存在する。インターネットを使って調査する場合でも、検索項目の選び方や、どのサイトを探すと調べられるかを沢山知っている司書と一般人が検索するのでは大きな差がある、と知っている利用者も少なくない。細かな事例を司書のひとりひとりが集めることで、専門性とは何かについて語る事が可能となるのではないだろうか。

6. 公立図書館の未来にむけて

電子書籍の登場により、図書館における仕事のいくつかは劇的に変化する。提供の方式、読む媒体の普及によりかなりの早さで電子書籍は浸透してゆくと想像される。高張る書籍を収納するスペースを悩みとする図書館は多く、また個人宅においても同様である。私のまわりでもすでに本を購入するとすぐに背を裁ち、スキャナーにかけるという思い切ったことを実践している知人がいる。携帯端末さえあれば何冊でも持ち運ぶことができ、またバックアップデータをとっておけば保存も万全である。紙でなければ読めない、読みたくないというひと以外はすべて電子書籍で読む時代はすぐそこまできている。公立図書館はそのときアメリカで行われているように Web 上に仮想図書館を作り、ID とパスワードを使ってログインをした利用者に貸出可能な資料をダウンロードによって貸し出し、一定期間を経過したらデータが消去されるようになるであろう。貸出中であれば予約ができるようにしておき、借りられるようになったらメールで連絡をする。貸し出される資料すべてが電子書籍となれば、貸出専用窓口は不要となり、また延滞督促も要らなくなる。司書の仕事は選書とレファレンス、電子化されていない資料についてのやりとりなど、かなり限られた分野となるろう。

2011 年からは日本図書館協会認定司書が現れた。認定司書たちによって公立図書館における専門職への認識がすぐに変化するわけではなかろうが、彼らは図書館に関する文章が書けるのであるから、広いところへ向けて図書館のことを発言することを期待する。また、彼らにだけまかせるのではなく、公立図書館をよりよくするため、司書は今後ますます自己を高めることにはげんでゆかねばなるまい。

近い将来、好むと好まざるとに関わらずおそらく司書の仕事はより専門化される。そうなったとき、かえって子供たちは図書館員になるた

めに為すべき勉強がはっきりするかもしれない。彼らが図書館で働きはじめるとき、まだ司書として図書館で働いていられるような自分を思い描いて日々を送ることが公立図書館で働く専門職のつとめではなかろうか。

[注および引用・参考文献]

- 1) 図書館法第 19 条の(国庫補助を受けるための公立図書館の基準) は平成 11 年 7 月法律 87 号により全文削除された。
- 2) 戸田豊志. ようこそ戸田豊志のページへ. <http://www.asahi-net.or.jp/~wh9t-td/>
- 3) 前川恒雄. “VI 司書というプロ”. われらの図書館. 筑摩書房, 1987, p. 139-168. 同書には、図書館での異動、図書館への異動が左遷とされる事例が書かれていて、それが問題であることを指摘している。
- 4) 戸田豊志. “一図書館員から見た日本, 5: 日本における図書館”. ようこそ戸田豊志のページへ. <http://www.asahi-net.or.jp/~wh9t-td/lib5.htm>
- 5) 日本図書館協会図書館調査事業委員会. 日本の図書館 2009 統計と名簿. 日本図書館協会, 2010, 598p.
- 6) “知事権力-逮捕ドミノ, 2”. 朝日新聞. 2006-12-10.
- 7) 前川恒雄. “VI 司書というプロ”. われらの図書館. 筑摩書房, 1987, p. 139-168. p. 166 で言及している。
- 8) 葉袋秀樹. 公共図書館批判論の批判的検討. 現代の図書館. 1992, vol. 30, No. 4, p. 239-278.
- 9) 三輪眞木子ほか. 大学における司書・司書教諭教育の実態. 2005 年度日本図書館情報学会春期研究集会発表要綱. 2005, p. 39-42.
- 10) 葉袋秀樹. “2 図書館員の専門性とは何か(最終報告)をめぐって”. 図書館運動は何を残したか. 勁草書房, 2001, p. 41-72. 第 2 章で「図書館員の専門性とは何か」に関して詳細に分析している。

戸田. 日本における公共図書館のこれまでとこれから

- 11) 高木茂行, 狩野修二. 督促と罰則. 私立
大学図書館協会会報. 1998, p. 96-101.
この文献が代表的なもの。
- 12) 前川恒雄. “3. 2. iv 延滞”. 貸出し. 日本図
書館協会. 1982, p. 45.

(とだ とよし 半田市立図書館,
日本図書館協会認定司書)

※この稿の著者、戸田豊志氏は、この稿執筆後、
日本図書館協会の認定司書として公表されまし
た。当会誌末尾(19)ページの関連記事をご覧く
ださい。 <編集委員会>



中部図書館情報学会